

5. 申込先・問い合わせ先

〒852-8117 長崎市平野町12-11
井手ビル2F
TEL 095 (849) 2450

(一社)長崎県労働基準協会
登録番号：T5310005000711

《 振込先 》

| | |
|------|---|
| 取引銀行 | 十八親和銀行 本店営業部 |
| フリガナ | 「普通預金」0216946 |
| 口座名義 | シヤ)ナガサキケンロウトウキジュンキョウカイ 一般社団法人長崎県労働基準協会 |

6. 申込みの取消し

申込みの取消料は、

◆ 令和8年7月7日(火)17時まで ⇒

受講料の全額返金

その後は返金できませんのでご了承ください。

7. 受講券

申込みと同時に受講券を発行しますので、講習会開催期間中は、毎日受付に提示し、チェックを受けて下さい。

8. 講習科目・講習時間等

(3日間とも8:50分までに受付を済ませて入室して下さい)

| 日 程 | 講 習 科 目 | 時 間 | 時 間 割 |
|--------------------------|------------------------------|----------|---|
| 1 日 目 7 月 14 日 (火) | 関係法令 | ● 2時間30分 | 9:00 ~ 18:20 (途中休憩時間含む) 昼休み 11:50~13:00 |
| | 酸素及び硫化水素濃度の測定方法 (講義・実技) | ◆ 2 時間 | |
| | 同上 修了試験 (実技) | ◆ 3 時間 | |
| 2 日 目 7 月 15 日 (水) | 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識 | ● 3 時間 | 9:00 ~ 17:50 (途中休憩時間含む) 昼休み 12:10~13:00 |
| | 救急そ生の方法 (講義・実技) | ◆ 2 時間 | |
| | 同上 修了試験 (実技) | ◆ 2時間30分 | |
| 3 日 目 7 月 16 日 (木) | 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識 | ● 4 時間 | 9:00 ~ 18:00 (途中休憩時間含む) 昼休み 12:00~13:00 |
| | 保護具に関する知識 | ● 2 時間 | |
| | 試験の実施要領等の説明 | 10 分 | |
| | 修了試験 (学科) | ● 1 時間 | |

講習合計時間 22時間

(休憩時間は含まない)

〔 ● 学科時間 12時間30分
◆ 実技時間 9時間30分 〕

9. 免除対象者

- ① 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を取得した者
- ② 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を取得した者
- ③ 平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を取得した者

上記、①～③のいずれかに該当の方は、救急そ生の方法が免除になります。(修了証の写添付)
免除者の受講料は、会員15,510円(テキスト代含む)、一般15,510円(テキスト代別)となります。

10. 修了証の交付

修了試験の合格者(全講習科目・全講習時間の受講者に限る)には、後日郵送により「**酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証**」を交付いたします。

統合修了証の交付

講習期間中に当協会交付の修了証原本を回収のうえ統合します。

講習期間中に回収できない場合は有料となります。

一度統合された修了証は元に戻すことはできませんのでご了承ください。

※ 遅刻、早退、一時外出等により所定の講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。

※ 駐車場について

講習会場に受講者が使用できる駐車場はありませんのでご了承下さい。

◆ 人材開発支援助成金のご案内

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者(雇用保険の被保険者に限る)に、『酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習』を所定労働時間内に受講させた場合は助成金の請求ができます。

詳細については、下記へお問い合わせ下さい。

長崎労働局 職業安定部 職業対策課

〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
(TEL 095-801-0042)

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、当協会の事業以外の目的には使用致しません。

なお、本申込書を当協会が受理した時点で、当該利用目的に同意されたものとみなします。